

区分	■ 新規 □ 再提案 (. . . 第 回総会 ; 市)		
種類	<input checked="" type="checkbox"/> 現行制度の改善又は拡充を求めるもの <input type="checkbox"/> 新たな施策の要望又は提案を求めるもの <input type="checkbox"/> 特に市町村への財政支援策等を求めるもの <input type="checkbox"/> その他 ()	分野	<input type="checkbox"/> 総務文教 <input type="checkbox"/> 社会環境 <input checked="" type="checkbox"/> 経済 <input type="checkbox"/> 危機管理建設
要望先	<input checked="" type="checkbox"/> 国	担当省庁	経済産業省、農林水産省
	<input type="checkbox"/> 県	担当部局	
	<input type="checkbox"/> その他	名称	
件名	17 「地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律」に基づき同意された基本計画期間満了後の措置について		
提案市	須坂市		
提案要旨	<p>現在、同法に基づき同意された基本計画は令和4年度末で計画期間満了となっており、事業者は基本計画期間内において「地域経済牽引事業計画」を策定し当該事業を実施し、経済的波及効果を創出する事となっている。また、法律施行後5年を経過した場合は、施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるとされている。しかしながら、現時点で令和4年度末以降、基本計画満了後の取扱いに関する情報がない状況である。</p> <p>早期の情報開示と同意基本計画及び承認地域経済牽引事業計画に対して経過措置等の設定と共に、引き続き農地の開発に対する配慮規定を盛り込み、弾力的且つ柔軟な運用を要望する。</p>		
提案理由	事業者より基本計画期間満了後についての地域経済牽引事業の取扱いに関する問い合わせがあり、当該事業計画において内容に変更が生ずる場合、満了後の措置等により当該事業計画に関する対応を検討する必要があるため。		
現況及び課題等	<p>・牽引事業者において新型コロナウイルスの影響及び令和元年東日本台風災害による建築資材及び生産設備の納入遅延等の影響や、この事による業績への影響等総合的な判断により、当初の地域経済牽引事業計画から計画縮小等の変更を余儀なくされる状況となっており、基本計画期限満了後の当該事業計画の取扱い如何によって現在の対応策を検討する必要がある。</p>		
関係法令	地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律 平成十九年法律第四十号		